

# 令和6年度 農地中間管理事業に係る 農用地等の貸付希望者の申出に関する要項

公益社団法人 佐賀県農業公社

## 第1 目的

この要項は、公益社団法人佐賀県農業公社(以下「公社」という。)が農用地等の貸付希望者を把握するための申出について、必要な事項を定める。

## 第2 申出の案内

貸付希望者の申出の案内は、公社のホームページ (<http://saga-agri.or.jp/>) の掲載等により行う。

## 第3 申出農用地等の貸付に当たっての同意

貸付希望者は、申出の農用地等について、貸付先決定ルールに従って配分されることに同意するものであること。

## 第4 申出の受付期間

貸付希望者の申出の受付期間は、令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までとする。

ただし、窓口での受付業務は、平日とする。

## 第5 申し出る農用地等の条件

(1) 市街化区域以外の農用地等とするが、次に掲げるような農用地等については、貸付希望の申出ができないものとする。

- ① 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等例えば、「森林の様相を呈しているなど農地に復元して利用することが著しく困難なもの」、又は「周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの」など
- ② 土地改良事業の負担金等の支払いが滞っている農用地等

(2) 貸付期間は、3年以上とする。

## 第6 申出の方法

貸付希望者は、農用地等貸付希望申出書（別紙様式第1号）に必要事項を記入のうえ、市町の窓口へ提出し、受付を行うものとする。

なお、貸付希望の農用地等が単一の市町でなく複数の市町に存する場合は、それぞれの市町の窓口へ申出を行うものとする。

## 第7 申出の取り下げ

貸付希望者が、申出を取り下げようとする場合は、農用地等貸付希望取り下げ書（別紙様式第2号）により該当市町の窓口へ申出を行うものとする。

## 第8 申出書の有効期限

貸付希望申出書の有効期限は、農用地等貸付希望取り下げ書の提出日までとする。

ただし、利用権設定した農地を解約した場合は、その時点で有効期限が切れるものとする。

## 第9 個人情報の取り扱い

公社は、応募内容等の個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のためだけに利用するものとする。

なお、本事業の実施のため及び農用地利用集積のため必要な場合は、貸付希望内容等の個人情報について、関係機関・団体等に提供するものとし、貸付の相手先が見つからない場合は当公社のホームページにて借受希望者を募るものとする。

## 第10 留意事項

以下の点に留意すること。

- (1) 申出を受け付けた農用地等については、全てを公社が借り受けるものではなく、借受希望のある農用地等を公社が借り受けていくこととすること。
- (2) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

第11 この要項に定めるもののほか、必要なものについては別に定めるものとする。